

当座貸越(貸付専用型)根保証

中小企業の皆様の多様化する資金ニーズに応えるため、極度を設定しスピーディかつタイムリーな資金供給をバックアップします。ぜひご利用ください。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、今後とも取扱金融機関が支援育成していきたい先で、返済能力があると認められ、次のすべての要件に該当する中小企業者(組合は企業組合、協業組合のみが対象) (法人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること (個人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③次のいずれかに該当すること ア 金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること (申告所得とは申告控除・専従者給与控除後の所得金額(事業所得)をいいます)																																								
資金使途	運転資金および設備資金																																								
保証限度額	2億8,000万円以内(原則として100万円単位) 注1) 一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 注2) 既存の当座貸越(貸付専用型)根保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。																																								
保証期間	1年間または2年間 ただし、更新は妨げない。※年単位																																								
返済方法	約定弁済または非約定(随時)弁済																																								
貸付利率	金融機関所定利率																																								
担保	原則として、保証金額が5,000万円以内の場合には無担保で取り扱うことができます。 保証金額が5,000万円超の場合には当協会に対して担保のご提供が必要となります。																																								
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																								
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table border="1"><thead><tr><th colspan="10">責任共有保証料率</th></tr><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>BSあり</td><td>1.62%</td><td>1.49%</td><td>1.32%</td><td>1.15%</td><td>0.98%</td><td>0.85%</td><td>0.68%</td><td>0.51%</td><td>0.39%</td></tr><tr><td>BSなし</td><td colspan="9">0.98%</td></tr></tbody></table> ※会計処理に関する割引制度および有担保割引制度の適用が可能です。	責任共有保証料率										区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	BSあり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	BSなし	0.98%								
責任共有保証料率																																									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
BSあり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%																																
BSなし	0.98%																																								